

4月から新たに開始する 主な子ども子育て支援制度をお知らせします

花巻市は、子どもや子育て世帯に対する切れ目のない支援を行うことで、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めています。

これらの取組の一環として、4月から新たに開始する「不妊治療支援事業」「おたふくかせ予防接種費用補助」「児童発達支援等利用者負担額助成」についてお知らせします。

不妊治療の治療費等を支援します

【健康福祉部国保医療課 電話41-3584】

令和4年4月から、人工授精などの「一般不妊治療」や、体外受精などの「生殖補助医療」が医療保険の適用となり、個人の自己負担額は軽減されました。しかしながら、依然として、その負担は大きいため、令和6年4月から、市独自に不妊治療に対する支援を行います。

これにより、子どもを産み育てたいという人の、より不妊治療を受けやすい環境づくりを進めてまいります。

■対象者

不妊治療を受けている期間に花巻市に住民登録をしている夫婦（事実婚を含む）

※夫婦のいずれか一方が住民登録をしている場合も可

■助成対象治療等

医師が必要と認めた不妊治療及び検査

※保険適用の有無は問いません（先進医療も対象）

■助成の内容

項目	年齢の要件	内容
一般不妊治療 （人工授精やタイミング法など）	制限なし	1年度に1回（12か月間の治療）の申請につき上限額10万円
生殖補助医療 （体外受精や顕微授精など）	妻 満43歳未満	1回の申請につき上限額10万円 （男性不妊治療もあわせて行った場合は、男性不妊治療分として5万円を加算します） ※妻の年齢が40歳未満の場合は1子につき6回まで助成、43歳未満は1子につき3回まで助成

※助成金額について

- ・上記の助成金額は、保険適用の有無に関わらず、医師が必要と判断したすべての治療及び検査に要した費用を合算したものに対し、上限額までの範囲で助成をするものです
- ・申請の際には、医師が必要と判断した治療及び検査を証明する「花巻市不妊治療（一般不妊治療・生殖補助医療）支援事業医療機関受診等証明書（以下「証明書」という。）を医療機関から発行していただく必要があります

■助成金の申請方法

不妊治療終了後、医療機関発行の証明書と領収書等を持参して、市役所本庁国保医療課に申請してください。

※令和6年4月1日から申請の受付を開始します

（4月1日以降に治療が完了したものが、助成の対象となります）

※県外の医療機関で治療を受けた場合も申請は可能です

おたふくかぜの発症と重症化を予防するとともに、保護者の方の接種費用の負担軽減のため、市独自に、子どものおたふくかぜ予防接種（任意接種）の費用補助を令和6年4月から始めます。

■対象者、助成の内容

対象	助成額	助成回数
①満1歳以上2歳未満の子ども	4,000円 (生活保護世帯は8,000円)	1回
②小学校入学前の年長児	4,000円 (生活保護世帯は8,000円)	1回

- ・対象となる方には、案内や申請書などを郵送または配布します
- ・自己負担は、接種費用から助成額を差し引いた金額になります。
- ・おたふくかぜのり患歴がある人、及び①②それぞれにおいておたふくかぜの予防接種をすでに受けている方は、対象外となります。

■接種機関

市内の小児科医院

◎**おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）とは**
 おたふくかぜウイルス（ムンプスウイルス）が原因で起こる病気で、主な症状は発熱と唾液腺（特に耳下腺）の腫れ・痛みです。感染した人の3割は、感染しても明らかな症状が出ない場合があります。また1週間ほどでよくなりますので、軽い病気と思われがちですが、髄膜炎や脳症、難聴などの合併症を伴うこともあります。予防するには、ワクチン接種が効果的です。

◎**おたふくかぜ予防接種について**
 日本小児科学会では、1歳で1回目の接種、小学校入学前の1年間に2回目の接種をすることを推奨しています。

障がい児の福祉サービスである児童発達支援などの利用者負担について、「3歳から5歳」の障がい児については国の制度により無償化されていますが、「0歳から2歳」については無償化の対象となっておりません。

市では、障がい児の早期の療育と保護者の経済的負担の軽減を目的として、「0歳から2歳」の障がい児を対象とした市独自の助成を令和6年4月から実施します。

■対象となるサービス

- 1 児童発達支援 : 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
- 2 医療型児童発達支援 : 肢体不自由がある障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います
- 3 居宅訪問型児童発達支援 : 重度の障がい児を対象に、自宅を訪問して児童発達支援を行います
- 4 保育所等訪問支援 : 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います

■対象者

上記の児童発達支援等を利用する0歳から2歳の障がい児

■助成の内容

サービス利用に伴う利用者負担額（サービス利用料の1割）の全額を助成

世帯の収入状況	令和6年3月まで	令和6年4月以降
生活保護、市民税非課税	負担上限 月額： 0円	実負担 月額：0円
市民税所得割 28万円未満	負担上限 月額： 4,600円	実負担 月額：0円
市民税所得割 28万円以上	負担上限 月額： 37,200円	実負担 月額：0円

■助成の方法

サービス事業者に対し、市が直接、助成分を含めた利用料の全額を支払います。これにより、保護者の方は、利用者負担額を支払う必要がなくなります。

